

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月28日

さいたま地方法務局東松山支局 登記官 宮 尾 昌 樹

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第 0304-2025-0433 号	秩父郡東秩父村大字皆谷字湯ノ木417番1
第 0304-2025-0434 号	秩父郡東秩父村大字皆谷字湯ノ木434番
第 0304-2025-0435 号	秩父郡東秩父村大字皆谷字増尾田1230番
第 0304-2025-0436 号	秩父郡東秩父村大字皆谷字釜ノ沢1446番
第 0304-2025-0437 号	秩父郡東秩父村大字皆谷字躑躅山1591番